

愛知県都市職員共済組合組合員貸付規程

○ 愛知県都市職員共済組合組合員貸付規程

(平成7年2月27日)
(平成7年規程第3号)

改正 平成8年2月29日規程第4号
平成8年7月1日規程第6号
平成9年7月1日規程第3号
平成10年12月1日規程第8号
平成11年2月23日規程第2号
平成12年12月1日規程第4号
平成13年4月27日規程第3号
平成14年6月28日規程第5号
平成15年2月27日規程第3号
平成18年3月31日規程第5号
平成18年11月1日規程第6号
平成20年12月10日規程第2号
平成21年6月30日規程第3号
平成21年11月4日規程第7号
平成22年3月31日規程第5号
平成23年3月1日規程第1号
平成23年6月23日規程第4号
平成24年3月30日規程第6号
平成25年2月28日規程第2号
平成26年2月20日規程第1号
平成26年3月7日規程第2号
平成27年3月9日規程第3号
平成28年2月29日規程第1号
令和4年11月21日規程第6号
令和5年6月28日規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則（平成7年愛知県都市職員共済組合規則第1号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、組合員の貸付けの実施について必要な事項を定めるものとする。

(平18規程5・一部改正)

(被扶養者)

第2条 規則第3条第5項第1号から第4号、第6項及び第7項に規定する被扶養者は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第2条第1項第2号に規定する者とする。

(平8規程4、平21規程3・一部改正、平21規程7・全部改正、平24規程6・一部改正)

(普通貸付の特例)

第3条 規則第3条第2項第2号に規定する理事長が特に必要があると認めるときとは、所属所長が普通貸付として必要と認めるときとする。

(平8規程4・全部改正、平21規程7・一部改正)

(外国留学の貸付け対象要件)

第3条の2 規則第3条第5項第2号に定める理事長が定める要件に該当する外国の教育機関は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校に相当する外国における学校をいう。

(平8規程6・追加、平9規程3・全部改正、平20規程2、平27規程3・一部改正)

第4条 削除

(平13規程3・削除)

(在宅介護対応住宅)

第5条 規則第5条第4項に定める在宅介護対応住宅の基準は、理事長が別に定める。

(申込金額)

第6条 申込金額は、規則別表第2の貸付けの種類に応じたそれぞれの貸付金額とし、貸付限度額の直近上位の額とすることができる。

(組合員期間の計算)

第7条 組合員期間の計算は、組合員の資格を取得した日の属する月から貸付けの日の属する月の前月までの期間の年月数によるものとする。

(貸付けの申込み)

第8条 高額医療貸付及び出産貸付以外の借受人は、規則第3条の貸付けの種類に応じた貸付申込書及び借入状況等申告書（以下「貸付申込書等」という。）に所定の事項を記入のうえ、理事長が別に定める書類を添えて、組合の所轄機関の長（以下「所属所長」という。）を経て理事長に提出しなければならない。

2 高額医療貸付及び出産貸付以外の借受人は、前項の貸付けの申込みをする場合に、他の金融機関等（貯金の受入又は資金の融通を業とするもの若しくは互助会を含む。）からの借入金があるとき、その借入状況及び毎月の弁済状況を確認できる書類を添えなければならない。

3 所属所長は、第1項の貸付申込書等を受理したときは、借入事由、申込金額、償還能力等について調査をし、理事長に送付しなければならない。

4 高額医療貸付の借受人は、別に定める貸付申込書に所定事項を記入のうえ、保険医療機関等の発行する請求書又は領収書を添えて所属所長を経て理事長に提出しなければならない。ただし、当該借受人が任意継続組合員である場合にあっては、理事長に直接提出しなければならない。

5 出産貸付の借受人は、別に定める貸付申込書に所定事項を記入のうえ、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添付し、所属所長を経て理事長に提出しなければならない。ただし、当該借受人が任意継続組合員である場合にあっては、理事長に直接提出しなければならない。

(1) 規則第4条第3項第1号に掲げる者 母子保健法第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳（以下「母子健康手帳」という。）の写し及び出産予定日まで2月以内（多胎妊娠の場合は4月以内）であることを証明する書類

(2) 規則第4条第3項第2号に掲げる者 母子健康手帳の写し、妊娠4月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの一時的な支払いに要する費用の内訳のある請求書又は領収書

(平13規程3、平15規程3、平18規程5、平21規程7、平22規程5、令5規程5・一部改正)

(貸付金の限度額の算定の基礎となる給料又は報酬)

第8条の2 規則第5条第1項第1号アに掲げる職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第1項に規定する教育長を含む）

以下同じ。)である組合員に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる給料の額は、当該職員に係る条例の規定が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる金額(100円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額)とする。

- (1) 給料と扶養手当その他の手当とに区分して支給することとされている場合
当該給料の月額に1.25を乗じて得た金額
- (2) 給料以外には扶養手当その他の手当は支給しないが、給料の中に当該手当を含む旨が規定されている場合
当該給料の月額
- (3) 給料と扶養手当その他の手当とを区分することなく支給することとされている場合(前号に掲げる場合を除く。)
当該支給される給与の月額

2 規則第5条第1項第1号ウに掲げる職員である組合員に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる報酬(規則第5条第1項第1号ウに規定する報酬をいう。以下同じ。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に依り当該各号に掲げる金額(100円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額)とする。

- (1) 報酬の額が月額で定められている者
当該月額
- (2) 報酬の額が日額で定められている者
当該日額の22倍に相当する金額
- (3) 報酬の額が時間給で定められている者
1時間当たりの額に1週間当たりの勤務時間の52倍に相当する時間数を乗じた額を12で除して得た金額

3 規則第5条第1項第1号エに掲げる者に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる給料の額は、次の各号に掲げる者の区分に依り当該各号に掲げる金額(100円未満の端数がある場合には、これを四捨五入した金額)とする。

- (1) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)第141条第1項に規定する組合職員
愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則(平成10年規則第9号)に規定する給料の月額
- (2) 法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人の役職員、法第141条の3に規定する定款変更一般地方独立行政法人の役職員及び法第141条の4に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員
次に定める金額
ア 当該法人の役員については、その支給を受ける給与のうち第1項の規定により算定された金額に相当する金額
イ 当該法人の職員については、規則第5条第1項第1号エに規定する月額をもって支給されるものに相当する金額

(平28規程1・追加、令4規程6・一部改正)

(貸付申込書に添える書類)

第9条 前条に規定する貸付申込書に添える書類は、別表第1の左欄の区分に依り、それぞれ同表の右欄に掲げる書類とする。

- 2 第1項に規定する書類のほか、組合員以外の者が名義人となっている土地若しくは名義人となる土地に住宅を建築し、又は組合員以外の者が名義人となっている住宅若しくは名義人となる住宅を増築し、改築し、若しくは修理する貸付けは、当該名義人の建築に関する同意書を添えなければならない。
- 3 第1項に規定する書類のほか、規則第5条第2項若しくは第3項の適用を受ける

貸付け又は20歳未満の組合員が借受人となる貸付けは、当該組合員の3親等内の親族で弁済能力のあるもの（当該親族の同意が得られないときは、借受人の上司又は組合員期間が15年以上ある組合員で所属所長が適当と認めたもの）の借入れに関する同意書を添えなければならない。

- 4 所属所長は、前3項に掲げる書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（平18規程5、平22規程5、平23規程4、平26規程1・一部改正）

第9条の2及び同条の3 削除

（平18規程5・追加、平21規程3、平22規程5、平24規程6・一部改正、平26規程1・削除）

（所属所長の責務及び指導）

第10条 所属所長は、第8条第3項に規定する借受人の十分な調査等貸倒れ事故防止のための適切な措置を講ずるとともに、その資金の回収に務めなければならない。

- 2 所属所長は、住宅貸付又は災害貸付の借受人に対して当該住宅の時価に相当する額の火災保険に加入するよう指導しなければならない。

（平15規程3・全部改正）

（貸付申込書等の送付期限）

第11条 第8条第1項に規定する貸付申込書等を送付すべき期限は、借入れを希望する月（以下「借入希望月」という。）の前月末日とする。

（平15規程3、平18規程5・一部改正）

（貸付の決定）

第12条 理事長は、前条の規定により提出された貸付申込書を審査のうえ、貸付けの可否及び金額等を決定し、所属所長を経て借受人に組合員貸付金決定通知書を交付するものとする。

（平21規程3・一部改正）

第12条の2 削除

（平18規程5・追加、平26規程1・削除）

（貸付金の交付）

第13条 借受人は、前条の組合員貸付金決定通知書の交付を受けたときは、借用証書を所属所長を経て理事長に提出しなければならない。

- 2 住宅貸付又は災害貸付を受ける場合の前項に規定する借用証書には、市町村長が発行する印鑑登録証明書を添えて、当該証明書で証明されている印影の印鑑を押さなければならない。

- 3 理事長は、第1項の借用証書を受領したときは、直ちに記載事項を審査し、適正であるものには、貸付金を交付するものとする。ただし、修学貸付にあっては、初年度分は借入希望月に、翌年度分以降は借受人が資金交付を希望する月（以下「修学貸付金交付希望月」という。）に、それぞれ交付するものとする。

（平12規程4、平14規程5、平22規程5・一部改正）

（修学貸付の借用証書等）

第14条 修学貸付を受けた者は、初年度分は借入希望月に、翌年度分以降は修学貸付

金交付希望月の前月に在学証明書（修学貸付金交付希望月の前々月に証明されたものに限る。）及び借入状況等申告書を添えて第11条に規定する期限までにそれぞれ当該年分の申込金額を記載した借用証書を提出しなければならない。この場合において、規則第14条第1号の規定を準用するものとする。

（平12規程4、平18規程5、平22規程5・一部改正）

（修学貸付の償還の特例）

第15条 修学貸付を受けた者は、当該貸付けの対象になった者が修業年限を経過する前に当該貸付けの対象となった高等学校等を退学したときは、直ちにその旨を組合に申し出て、規則第9条第4項の規定にかかわらず、退学の翌月から元金の償還をしなければならない。

（平27規程3・一部改正）

（貸付金の交付日）

第16条 貸付金の交付は、借入希望月の末日（その日が愛知県都市職員共済組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第7号。）第3条第1項に規定する週休日又は同規則第9条第1項に規定する休日（以下この条において「週休日等」という。）に当たるときは、当該週休日等でない前の日）の前日（その日が週休日等に当たるときは、当該週休日等でない前の日）に貸付申込書に記載された受取口座（借受人の名義による口座に限る。）に貸付申込額を振り込むものとする。

（平12規程4、平18規程5、平21規程3・一部改正）

（貸付金個別償還明細表の作成）

第17条 理事長は、貸付金個別償還明細表を2部作成し、所属所長及び借受人にそれぞれ1部を交付するものとする。

（平21規程3・一部改正）

（住宅建築義務）

第18条 規則第8条ただし書きに規定する理事長が特に必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 貸付金の交付を受けたときから10年以内に住宅の建築に着手することが認められるとき。
- (2) 災害等により住宅を建築することが困難なとき。

（償還手続き）

第19条 所属所長は、規則第9条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項又は第9項の規定による償還については、借受人の給与から毎月償還の額及びボーナス併用償還の額を給与が支給される日（以下「給与支給日」という。）に控除して、理事長に払い込まなければならない。

2 規則第9条第7項の規定による償還をする場合、又は給与の全部又は一部が支給されないため償還金を給与から控除できない場合は、借受人は、所属所長を経て理事長に払い込むものとする。

3 理事長は、高額医療貸付に係る貸付金の償還については、借受人に当該貸付けに係

る高額療養費が支給されるときに、当該高額療養費の額から当該貸付けに係る償還額に相当する額を控除することとし、当該金額をもって借受人からの償還があったものとする。この場合に、当該高額療養費の額が当該償還額より少ないときは、その差額に相当する額を借受人は、理事長に払い込むものとする。

- 4 理事長は、出産貸付に係る貸付金の償還については、借受人に当該貸付けに係る出産費等が支給されるときに、当該出産費等の額が当該償還額より少ないときは、その差額に相当する額を借受人は、理事長に払い込むものとする。

(平18規程5、平21規程7、平22規程5、平24規程6、平26規程1、平26規程2、平27規程3・一部改正)

(償還日)

第20条 規則第9条第1項の規定による毎月償還の償還日は、所属所の給与支給日とする。

- 2 規則第9条第2項の規定によるボーナス併用償還の償還日は、毎月償還にあつては所属所の給与支給日とし、期末手当及び勤勉手当（以下「ボーナス」という。）の支給月ごとの償還にあつては所属所のボーナスが支給される日とする。

(平22規程5・一部改正)

(ボーナス併用償還への変更)

第21条 規則第9条第1項に規定する毎月償還の住宅貸付又は災害貸付は、毎年6月又は12月（以下「変更月」という。）に限り、借受人の申し出により同条第2項の規定によりボーナス併用償還に変更することができる。

- 2 前項の申し出による変更後の償還額は、貸付金を当初からボーナス併用償還により貸付けたものとみなした貸付金償還台帳により償還するものとする。この場合において、当該変更後の未償還元金については、変更月の末日の未償還元金の直近下位のボーナス併用償還による貸付金償還台帳における変更月の未償還元金に切り替えるものとする。
- 3 前項の切り替えに伴う差額については、変更月の所属所の給与支給日に払い込むものとする。
- 4 第1項の申し出は、ボーナス併用償還への変更申出書を変更月の前月の末日までに、所属所長を経由して提出しなければならない。

(平22規程5・一部改正)

(償還の猶予)

第22条 規則第9条第6項に規定する申し出は、償還猶予申出書を償還の猶予を希望する月の前々月の末日までに、所属所長を経由して提出しなければならない。

- 2 前項の申し出の内容を変更しようとするときは、償還猶予変更申出書を変更を希望する月の前々月の末日までに、所属所長を経由して提出しなければならない。

(平22規程5、平27規程3・一部改正)

(償還を猶予した月の償還金の償還方法)

第23条 規則第9条第6項に規定する育児休業期間又は介護休業期間中の償還を猶予した月の償還金の償還方法は、次のとおりとする。

- (1) 償還の猶予が終了した月の翌月からの償還については、償還表において当該

月に償還することとなる償還額から償還する。

- (2) 償還を猶予した期間の各月分の未償還額の償還については、当該償還を猶予した月に償還を猶予した期間に相当する月数を加えた月に対応する月に、当該償還を猶予した月に償還することとされていた償還額を償還する。
- (3) 償還を猶予した期間のボーナス併用償還のボーナス償還分の未償還額の償還については、償還の猶予が終了した月後に支給されるボーナスからそれぞれ償還を猶予した金額を前項の規定に準じて償還するものとする。

(平8規程4・全部改正、平14規程5、平27規程3・一部改正)

(随時償還)

第24条 規則第9条第7項に規定する未償還元金の全部又は一部を随時償還しようとする者は、随時償還申出書を随時償還しようとする月の前月の末日までに、所属所長を経由して提出しなければならない。

- 2 未償還元金の一部の随時償還の額は、随時償還しようとする月（ボーナス併用償還にあっては、変更月に限る。）の貸付金償還台帳の未償還元金の額から随時償還しようとする額を控除して得た額の直近の貸付金償還台帳の未償還元金の額（ボーナス併用償還にあっては、6月を単位とするものとする。）を控除した額とする。

(平22規程5、平27規程3・一部改正)

(償還金の払込み)

第25条 第19条第1項及び第2項に規定する償還金は、共済組合の貸付経理へ振り込むものとする。

- 2 所属所長は、借受人が償還をすることが困難になったときは、直ちに、文書で理事長に通知しなければならない。

(完了届等の提出)

第26条 借受人は、工事、購入又は支払いが完了したときは、ただちに完了届に別表第2の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて、所属所長を経て理事長に提出しなければならない。

- 2 住宅貸付又は災害貸付（災害家財貸付を除く。）を受けた者は、当該貸付の対象となった不動産を取得したとき又は増改築若しくは修理等が完了したときは、前項に規定する書類のほか、登記事項証明書又は登記簿謄本（以下この条において「登記簿等」という。）及び住民票を遅滞なく所属所長を経て理事長に提出しなければならない。
- 3 敷地の購入に係る貸付けを受けた借受人は、規則第8条に定める期限内に当該敷地に住宅の建築に着手し、当該住宅が完了後遅滞なく前項に規定する書類を所属所長を経て理事長に提出しなければならない。
- 4 住宅の修理、増築、改装等を行うため住宅貸付等の貸付けを受けた借受人は、当該貸付の対象となった工事等が完了したことが確認できる書類をもって第2項に規定する登記簿等の提出に代えることができる。
- 5 所属所長は、前4項に掲げる書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(平15規程3、平18規程5、平21規程3、平22規程5、平24規程6、平26規程1・一部改正)

(書類の返還)

第26条の2 理事長は、貸付金の償還が完了したときは、遅滞なく借用証書を所属所長を経由して借受人に返還するものとする。

(平18規程5・追加、平22規程5、平26規程1・一部改正)

(他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け)

第27条 規則第12条に規定する貸付けは、同種の貸付金とする。ただし、規則による同種の貸付金の最高限度額を貸し付けたとしても、法第3条第1項の規定に基づく他の組合又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第1項の規定に基づく国家公務員共済組合（以下「他の組合」と総称する。）からの貸付金の未償還元金に満たないときは、当該未償還元金の額の範囲内で異種の貸付金を組み合わせ貸し付けることができるものとする。

2 前項の貸付金の申込みには、第8条の規定にかかわらず、他の組合が発行する貸付金の種類及び未償還元金の額が記載された書類を添えなければならない。この場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する完了届に他の組合の領収書又はこれに代わる書類を添えなければならない。

(平10規程8、平14規程5、平24規程6・一部改正)

(金融機関等からの貸付けを受けている者への貸付け)

第28条 金融機関等から規則第3条第3項の規定による住宅貸付に相当する貸付け（以下「住宅ローン」という。）を借りを受けている者は、住宅ローンを返済するために当該住宅ローンの未償還元金の額の範囲内で住宅貸付を申し込むことができるものとする。

2 前項の住宅貸付の申込みには、第9条の規定による書類のほか、当該金融機関等が発行する当該住宅ローンの未償還元金の額が記載された書類を添えなければならない。この場合においては、前条第2項後段の規定を準用する。

(住宅貸付の再貸付けの特例)

第29条 住宅貸付金の交付を受けた日から6年を経過した借受人は、当該貸付けの完済前に当該申込事由以外の事由により住宅貸付を申し込むことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、住宅の敷地を購入するため住宅貸付を受けた者が当該敷地に住宅を新築するときは、当該貸付けの完済前に住宅貸付を申し込むことができるものとする。

(平14規程5・一部改正)

(所属所間の異動の報告)

第30条 借受人が引き続き他の所属所に異動したときは、異動前及び異動後の所属所長は、所属所間異動報告書を、直ちに、理事長に提出しなければならない。

(平22規程5・一部改正)

(激甚災害を受けた場合の既貸付者の償還金等の取扱い)

第31条 規則第9条第5項に規定する激甚災害を受けた場合に係る既貸付者の償還

金等の取り扱いについては、その都度理事長が別に定めるところによるものとする。

(平21規程3、平27規程3・一部改正)

第32条 削除

(平14規程5・追加、平15規程3、平23規程1、平23規程4・一部改正、平25規程2・削除)

(委任)

第33条 この規程に定めるもののほか、貸付事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(平21規程3・追加)

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規程実施細則（平成6年2月21日制定。以下「旧組合員貸付規程実施細則」という。）の規定により現に貸付中の貸付金は、この規程による貸付金とみなす。
- 3 廃止前の旧組合員貸付規程実施細則により作成した様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成8年2月29日規程第4号）

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成8年7月1日規程第6号）

- 1 この規程は、平成8年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に作成した様式については、当分の間、使用することができるものとする。

附 則（平成9年7月1日規程第3号）

- 1 この規程は、平成9年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成10年12月1日規程第8号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月23日規程第2号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月1日規程第4号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成13年4月27日規程第3号）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に作成した様式は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成14年6月28日規程第5号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成15年2月27日規程第3号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規程第5号）

愛知県都市職員共済組合組合員貸付規程

- 1 この規程は、平成18年6月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に貸し付けた貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年11月1日規程第6号）

この規程は、公告の日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規程の規定は、平成18年6月1日から適用する。

附 則（平成20年12月10日規程第2号）

この規程は、公告の日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規程の規定は、平成20年12月1日から適用する。

附 則（平成21年6月30日規程第3号）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、第9条の2、第12条及び第17条の改正規定並びに様式第4号及び様式第6号の改正規定は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の前日に作成した様式は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成21年11月4日規程第7号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規程第5号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月1日規程第1号）

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成23年6月23日規程第4号）

- 1 この規程は、平成23年8月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に貸し付けた貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日規程第6号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規程により貸し付けた貸付けについては、改正後の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規程により貸し付けた貸付けとみなす。

附 則（平成25年2月28日規程第2号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に貸付事故者になった者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月20日規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
（抵当権に関する経過措置）
- 2 愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則の一部を改正する規則（平成26年2月20日規則第6号）による改正前の愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則第8条の2の規定により抵当権を設定した借受人が貸付金の償還を完了したとき、又は登記

愛知県都市職員共済組合組合員貸付規程

の抹消の申し出をしたときは、登記の抹消の手続きに必要な書類を借受人に交付するものとする。

附 則（平成 26 年 3 月 7 日規程第 2 号）

この規程は、公告の日から施行する。

（専決年月日 平成 26 年 3 月 4 日）

附 則（平成 27 年 3 月 9 日規程第 3 号）

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日（次項において「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に貸し付けた貸付けについては、なお従前の例による。

（専決年月日 平成 27 年 3 月 4 日）

附 則（平成 28 年 2 月 29 日規程第 1 号）

この規程は、公告の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 11 月 21 日規程第 6 号）

1 この規程は、公告の日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 規則第 5 条第 1 項第 1 号ウに掲げる職員である組合員に係る貸付金の限度額の算定の基礎となる報酬の額は、適用日以後公告の日までの間に既に貸し付けた貸付け及び貸付けを決定した貸付けについては、この規程による改正前の給料の額を報酬の額とみなして、改正後の規程の規定を適用する。

附 則（令和 5 年 6 月 28 日規程第 5 号）

この規程は、公告の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1 (第9条関係)

区 分		提 出 書 類
普通貸付	出 産	母子手帳（写し）又は医師の診断書
	生活必需物品の購入	見積書又は注文書等の事実を証明する書類
住宅貸付	住宅の新築	登記簿謄本又は登記事項の全部の証明書 印鑑証明書 付近の見取図 建物の平面図 工事請負契約書（写し）又は工事見積書（写し） 建築確認通知書（写し）
	住宅の購入	登記簿謄本又は登記事項の全部の証明書 印鑑証明書 付近の見取図 建物の平面図 売買契約書（写し）
	住宅の増改築又は修理	登記簿謄本又は登記事項の全部の証明書 印鑑証明書 付近の見取図 建物の平面図 工事請負契約書（写し）又は工事見積書（写し） 建築確認通知書（写し）（建築確認を要する場合に限る。） 工事前の現場写真2枚以上
	住宅の敷地の購入	登記簿謄本又は登記事項の全部の証明書 印鑑証明書 付近の見取図 売買契約書（写し）
災害貸付	水震、火災、その他の災害	罹災証明書及び住宅貸付の提出書類
	盗 難	警察署の発行する盗難届を受理した旨の証明書
特別貸付	医 療	医師の証明書及び費用見込書
	入 学	合格通知書（写し）若しくは入学許可書（写し）及び入学案内書（入学金又は授業料が確認できるもの）又は賃借契約書（写し）、続柄の確認書類 海外留学のときは、当該外国の教育機関の証明書又は国内の学校長が特別に留学を認めた当該学校長の証明書
	修 学	入学許可書（写し）若しくは在学証明書（写し）又はその事実を証明する書類及び入学案内書（入学金又は授業料が確認できるもの）又は賃借契約書（写し）、続柄の確認書類 海外留学のときは、当該外国の教育機関の証明書又は国内の学校長が特別に留学を認めた当該学校長の証明書
	結 婚	結婚式場の請書又は媒酌人の証明書
	葬 祭	死亡診断書（写し）又は埋火葬許可証（写し）

(平8規程4、平8規程6、平15規程3、平18規程5、令5規程5・一部改正)

別表第2（第26条関係）

区 分		提 出 書 類
普通貸付	出 産	領収書（写し）又はその事実を証明する書類 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は分娩証明書
	生活必需物品の購入	領収書（写し）又はその事実を証明する書類
住宅貸付	住宅の新築又は購入	領収書（写し）又はその事実を証明する書類 登記簿謄本又は登記事項の全部の証明書 住民票
	住宅の増改築又は修理	領収書（写し）又はその事実を証明する書類 資産証明書又は工事完了後の現場写真2枚以上 住民票
	住宅の敷地の購入	領収書（写し）又はその事実を証明する書類 登記簿謄本又は登記事項の全部の証明書
災害貸付	水震、火災、その他の災害	住宅貸付の提出書類
	盗 難	事実を証明する書類
特別貸付	医 療	領収書（写し）又はその事実を証明する書類
	入 学	入学金若しくは賃借料の領収書（写し）又はその事実を証明する書類 在学証明書（写し）又はその事実を証明する書類
	修 学	授業料の領収書（写し）又はその事実を証明する書類 賃借料の領収書（写し）又はその事実を証明する書類
	結 婚	領収書（写し）又はその事実を証明する書類 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票
	葬 祭	領収書（写し）又はその事実を証明する書類

(平8規程4、平12規程4、平15規程3、平18規程5、令5規程5・一部改正)